

第2回 保護者説明会

大泉町立保育園の 民営化について

令和4年4月24日

1: 民営化方針の決定までの経緯

政策検討会議

課長職の職員が
民営化の協議

子ども・子育て会議

学識経験者等に報告

部長会議

部長職の職員が
民営化の協議

総務文教常任委員会

議員で構成する委員
会に報告

庁議

町長・副町長・教育
長・部長職の職員が
民営化の協議

議会全員協議会

議員全員に報告

教育委員会議

教育委員に報告

町の方針として
「民営化」を決定

3: 民営化前・後の比較

区分	民営化前	民営化後
運営主体	大泉町	移管先法人
保育士	町職員	移管先法人の職員
保育士配置人数	変更なし(基準どおりに配置)	
保育内容	町立保育園の保育内容を一定程度継承	
保育料	変更なし(町で定めた額)	
入園等手続き	変更なし(町に申込みを行い、町が利用調整を行う)	
給食・アレルギー対応	変更なし(自園調理方式、食物アレルギー対応の実施)	
町の役割	変更なし(保育の実施者として町が関与)	

4:民営化のメリットとして

**保育サービスの
充実**

- ・競争原理が働きます

子育て支援の充実

- ・財源が確保され新しい施策に使えます

障害児保育の充実

- ・職員を存続する町立保育園に集約し障害児保育を推進できます

**老朽化する施設への
対応**

- ・財源が確保され保育環境が充実します

5: 法人の選定

・ 移管先法人（社会福祉法人に限定）の募集要項

・ 移管先法人の決定

町の
基本的な
考え方



該当園の特色
保護者の意見

現地見学会
の実施



- ・ 募集要項
- ・ 選考委員の意見
- ・ 選定水準

社会福祉法人とは

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人で、公共性が極めて高く、営利を目的としない民間の法人

選定水準とは

選定水準を設け、水準に満たない場合は、移管先法人が決定するまで、町による運営を継続

6: 保育内容は

私立保育園の
ノウハウ・資源

町立保育園の
特色

保育所保育指針

運営に関する基準を
定める条例

保育内容などの園運営の基本となる部分は、
しっかりと国や町で定められています。

7:引継ぎ（民営化の前）

引継ぎ保育は、移管前3か月以上実施

引継ぎ保育の具体的な内容・期間は三者協議会で決定

移管先法人決定後から行事に参加し、保育内容を把握

会計年度任用職員（臨時保育士）は、民営化後も就労を希望する場合は、その雇用に努めるよう募集要項に明記



- ・子どもの環境の変化への対応
- ・保育内容の継承

8：引継ぎ（民営化の後）

存続する町立保育園と定期的に交流

保育関係

合同リズム

年齢別情報
交換会議

教材研究
（民舞、和太鼓、子ども用オペラ等）

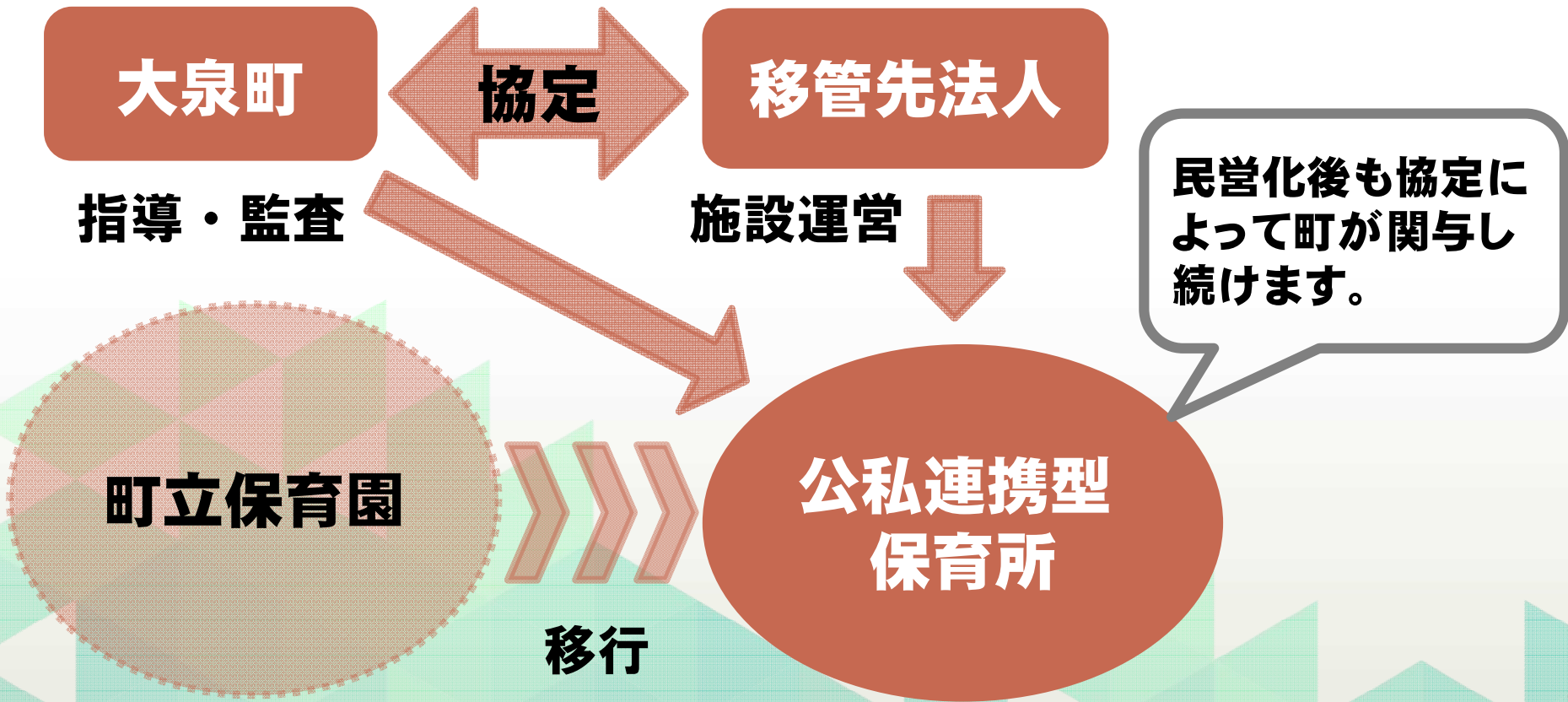
食育関係

アレルギー対応の
方法

新メニューの
考案

献立の
情報交換

9: 町の役割として



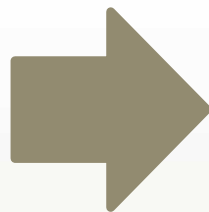
10: 民営化による財源

・民営化前の町負担

北保育園
約6,700万円

南保育園
約6,800万円

西保育園
約6,500万円



・民営化後の町負担

北保育園
約6,700万円

南保育園
約2,300万円

西保育園
約1,900万円

生み出される財源
約9,100万円

11:財源の使い道として

副食費の補助

保育園等の副食費を助成し、
保護者負担を軽減

給食費の補助

学校の給食費を助成し、
保護者負担を軽減

教材費へ

将来を担う子どもたちの教育
への充実を図る

施設整備へ

将来を担う子どもたちの安心
安全な保育環境を整える

保護者の
負担軽減

子どもへの
投資

全ての保護者・子どもたちに公平公正に
財源を使用

12: 他市町村では (事例)

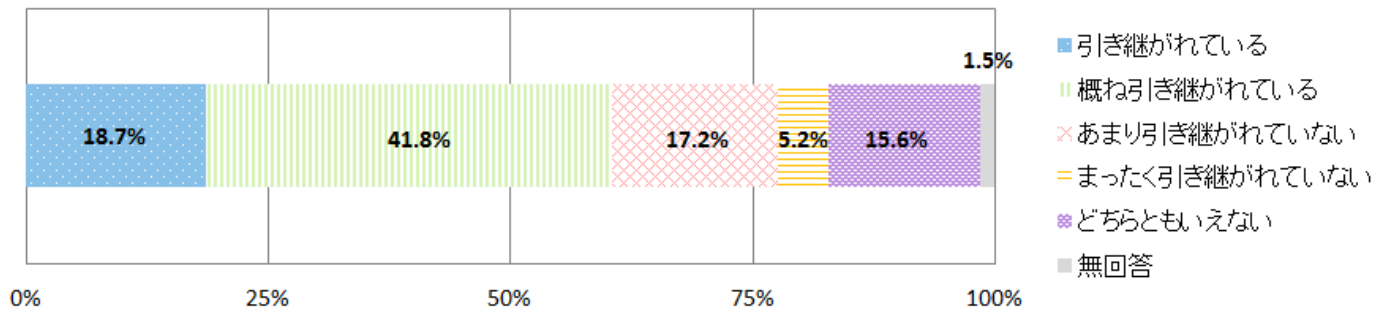
湖南省(滋賀県)

・引継ぎ期間: 1年

・内容

週2回程度、民営化後の園長が見学

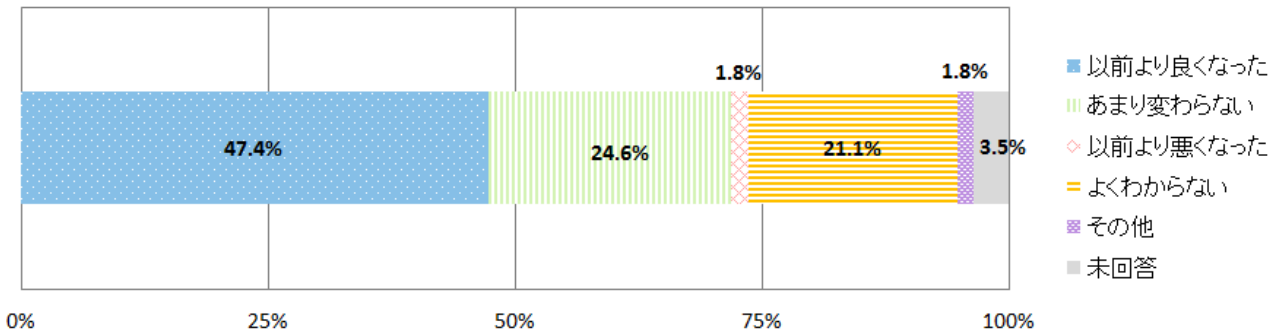
公立園の時の保育・教育の内容や方針が民間園に引き継がれていると感じますか？



大田原市(栃木県)

・引継ぎ期間: 不明

民営化前と比べ保育の内容は変わりましたか？



※直近の民営化では3か月間の引継ぎ保育を実施